新型コロナ持続化給付金の差押えの可否 〜神戸地裁伊丹支部令和2年11月19日決定¹〜



1 問題の所在

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の事業者に対する 支援策の一つとして、持続化給付金がある。持続化給付金 は、売上が前年同月比で50%以上減少した事業者を対象と して、国が、中小企業・小規模事業者に対しては上限200万 円、個人事業者に対しては上限100万円の給付金を支給す る制度である。

持続化給付金が債務者の銀行口座に入金された場合に、 債権者はその預金を差し押さえることができるか。この点が問題となったのが、標題で引用した神戸地裁伊丹支部令和2 (2020)年11月19日決定である。

持続化給付金の最終の申請期限は2021年2月15日であり、今後申請することはできない。所管官庁である経済産業省によると、持続化給付金は申請から通常2週間程度で登録口座に入金される。順調であれば本稿執筆現在(2021年4月上旬)支給はほぼ完了していると思われる。したがって、持続化給付金の支給を受ける権利自体の差押えは今後問題とならない。

一方で、本件で問題となった、持続化給付金を原資とする 預貯金債権の差押えは、今後も問題となる可能性がある。ま た、持続化給付金以外のコロナ関連支援策による入金の差 押えは、今後も問題となる。これらの事案で本件は参考にな ると思われる。

2 本裁判例の概要

(1) 事案の概要

債務者は兵庫県で飲食店を営む個人事業者であり、2020年9月1日時点で預貯金口座に499円の残高があった。翌2日に持続化給付金として100万円が振り込まれ、残高が100万499円となったところで、差押命令が第三債務者である銀行に送達され、残高100万499円全額が差し押さえられた。

債務者は、差し押さえられた貯金債権の原資は持続化給付金であり、事業者に現実に確保させるべきものであるから、 差押えは禁止されるべきであるとして、民事執行法153条1項 により差押命令の一部取消しを求めた。

(2) 決定要旨及び論点

- ア 本決定は、以下のとおり判断して、差押禁止債権の範囲変更の申立てを一部認容して、持続化給付金部分について債権差押命令を取り消した。
 - ① 持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大 に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に 大きな影響を受けている中小企業等及び個人事業者 等に対して、事業の継続を支え、再生の糧とするため に事業全般に広く使える給付金を給付することを目的 とするものである。
 - ② 持続化給付金は、給付対象の個人事業者等に現実に確保されなければ、上記目的を実現することは困難

1:金法2157号63頁。

であると考えられるから、当該個人事業者等の債権者が、持続化給付金の支給を受ける権利を差し押さえ、 当該個人事業者等に代わって支給を受けるということ は予定されていないというべきである。よって、持続化 給付金の支給を受ける権利は、性質上の差押禁止債 権にあたると認めるのが相当である。

- ③ 本件では、持続化給付金は、一旦本件貯金口座に振り込まれ、その法的性質を貯金債権に転化しているので、本件貯金債権を差し押さえることが直ちに差押禁止に抵触するとはいえないが、差押禁止債権の範囲変更の申立てにおいて、その原資の属性が持続化給付金の支給を受ける権利であることが認められれば、他に事業継続を支える財産や手段があること等その取消しを不当とする特段の事情のない限り、当該貯金債権に対する差押命令は取り消されるべきである。
- イ 本決定に含まれる論点は、①持続化給付金の支給を受ける権利が差押禁止債権にあたるか、②持続化給付金を原資とする預貯金債権の差押えが認められるか、③ 差押禁止債権の範囲変更の申立て(民事執行法153条)により当該預貯金債権に対する差押命令の取り消しを求められるかである。

本決定は、上記のとおり、①持続化給付金の支給を受ける権利は差押禁止債権にあたる、②それが転化した預貯金債権に対する差押えは直ちに差押禁止に抵触するとはいえない、③差押禁止債権の範囲変更の申立てがされた場合、当該預貯金債権に対する差押命令は、他に事業継続を支える財産や手段があること等その取消しを不当とする特段の事情がない限り、取り消されるべきと判断した。

3 持続化給付金は差押禁止債権か?

(1) 差押禁止債権

民事執行法152条は、私的年金(同条1項1号)、給料等(同条1項2号)、退職手当等(同条2項)について、一定範囲を超えての差押えを禁止している。これら債権が無限定に差し押さえられると債務者の生計維持が困難となるためである²。これ以外にも、受給者の生活保障等の社会政策的配慮から、特別法により差押えが禁止されているものがあり、公的年金(国民年金法、厚生年金保険法等)、医療保険その他の社会保険(健康保険法等)、公的扶助・援助に関する給付(生活保護法、児童福祉法、児童手当法等)などがある。

コロナ禍支援に関するものでは、特別定額給付金(一人10万円の給付)については、法律により差押禁止債権として定められている。本件で問題となった持続化給付金のほか、地方公共団体が事業継続支援や家計支援の観点から中小企業、個人等に支給する給付金(新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金)については、差押禁止債権とする法案が2020年6月8日に衆議院に提出されているが、本稿執筆現在(2021年4月上旬)成立していない。

また、法律に明文がない場合でも、権利の性質上差押えができない債権として認められているものがあり、①債務者の一身専属的な債権(本人行使前の扶養請求権、財産分与請求権等)、②用途・目的が限定されている債権(国・地方公共団体から特定の事業・研究・行為助成のために交付される補助金の交付請求権等)、③信頼関係に基づき特定の債権者に給付されるべき債権(終身定期金債権、委任者の委任契約上の債権等)がある。

(2) 持続化給付金の支給を受ける権利について

本決定の時点で、持続化給付金は、民事執行法その他の

2:伊藤眞ほか編『条解民事執行法』1302頁(2019年・弘文堂)

3:伊藤眞ほか編・前掲書1306頁。

法令により差押禁止債権として定められていなかった。そこで、本件では、持続化給付金を明文の規定なく差押禁止債権と認めることができるかが問題となった。

本決定は、持続化給付金は、給付対象者に現実に確保されなければ、事業の継続を支え、再起の糧とするという目的を実現することは困難であり、債権者が差し押さえることは予定されていないとして、性質上の差押禁止債権に該当するとした。東京地方裁判所でも、本決定と同様、持続化給付金の支給を受ける権利は性質上の差押禁止債権であるとして債権差押申立てを却下した事例がある4。

持続化給付金の制度目的からすれば、支給対象者の手元に残すべきで、債権者が代わって受領することは想定されていないという点に、異論はないと思われる。しかし、国に給付申請をしたことにより発生する具体的な給付金支給請求権は、単純な金銭債権に転化していると考えられるため、権利の性質上差押えが禁止されている債権といえるかは疑問が残る。法令の明文がない以上、この点についての判断は、執行事件を管轄する裁判所によって結論が異なってくる可能性は否定できない。

(3) 以上をまとめると、本決定は、持続化給付金を性質上の 差押禁止債権にあたることを認め、また、東京地方裁判所で も同様の見解に立って執行実務が行われている。しかし、この ような取扱いをする明確な法令上の根拠はなく、明文の規定 のない差押禁止債権として認められるかも定かではない。

本決定が認めたように、持続化給付金の支給を受ける権利が差押禁止債権であるとすれば、これに対する差押えは禁止される。後述のとおり、これを原資とする預貯金債権について

は、その差押え自体は禁止されないが、差押えの後に債務者が差押禁止範囲の変更申立てをしたときは、差押命令が取り消される可能性がある。

持続化給付金の支給を受ける権利が差押禁止債権に当たらないとすれば、その差押えが認められる。これを原資とする預貯金債権の差押えも認められるが、債務者は民事執行法153条により差押命令の取消しを求めることが可能である。

4 差押禁止債権を原資とする預貯金債権は差押えられるか?

債務者の預金口座に差押禁止債権とされる入金があった場合に、債務者が金融機関に対して有する当該預貯金債権に対する差押えが認められるか。この点については最高裁判例があり、差押禁止債権にかかる金銭が預貯金口座に振り込まれた場合は、金融機関に対する預貯金債権に転化し、当該債権は差押禁止債権としての属性を承継しないとされた。これを受けて、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えは原則として認められるというのが、現在の確立した取扱いとなっている。

本決定が、持続化給付金を差押禁止債権と認めたうえで、持 続化給付金が貯金債権に転化している以上、当該債権の差 押えは直ちに差押禁止に抵触するものではないとしたのは、 上記取扱いに沿った判断である。

なお、上記取扱いを前提とした上で、差押禁止債権にかかる金銭が金融機関口座に振り込まれるのを狙い撃ちして預金を差し押さえたような事案において、実質的に差押禁止債権を差し押さえたのと変わりがなく違法であるとして、不当利得として当該部分の返還を認めた裁判例がある「。

- 4:剱持淳子ほか「東京地方裁判所民事執行センターにおける令和元年改正民事執行法の施行後半年間の概況」8頁(判例秘書ジャーナル・文献番号HJ100093)。
- 5:最高裁平成10年2月10日判決:金法1535号64頁。
- 6: 剱持淳子ほか・前掲論文7頁。
- 7:広島高裁松江支部平成25年11月27日判決・金判1432号8頁。

5 差押えの取消しを求めることはできるか?

(1) 差押禁止の範囲変更の申立て

差押禁止債権を原資とする預貯金債権が差し押さえられた場合、債務者は民事執行法153条の差押禁止範囲変更の申立てをして、差押命令の取消しを求めることができる8。この申立てがあった場合、裁判所は、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して」相当と認めるときは、差押命令の全部または一部を取り消すことできる。差押禁止債権は債務者の最低限度の生活保障を制度趣旨とするので、預貯金債権の原資が差押禁止債権であることを立証できた場合は(預貯金口座に他の入出金がある場合は、どの部分が差押禁止債権かの問題が生じ得る)、債務者の生計維持が困難になるとして差押命令の取消しが認められるケースは多いと思われる。一方で、上記立証ができたとしても、他の収入や資産により債務者の生計維持が可能と認められた場合は、取消しが認められない9。

差し押さえられた預貯金債権の原資が差押禁止債権による 入金でない場合も、債務者の生活維持のため必要であること を示して、差押禁止範囲の拡張を求め、差押命令の取消しを 求めることは可能である(債務者の生活費のため必要として、 民事執行法所定の範囲を超えて給料債権の差押えの取消 しを認めた事例として、東京高裁平成12年3月2日判決・判タ 1050号275頁)。

(2) 持続化給付金を原資とする預貯金債権に対する差押えの帰趨

本決定は、持続化給付金は性質上の差押禁止債権である とした上で、預金債権の原資が持続化給付金である場合は、 「他に事業継続を支える財産や手段があること等その取消し を不当とする特段の事情のない限り、当該貯金債権に対する 差押命令は取り消されるべきである」と判示した。

本決定の特徴は、持続化給付金が「事業収入の大幅な減少等の要件を満たす場合に給付される」ことを重視して、それが原資となっている以上、上記「特段の事情」がない限り、差押命令の取消しが認められるとした点である。本決定の内容を見る限り、当該預金債権の差押えにより債務者の生計維持が困難になるとの事情は認定されていない。

法律上明文で認められた差押禁止債権を原資とする預貯金債権の場合でも、範囲変更申立てにより差押命令の取消しを求めるには、債務者の生計維持のため取消しが相当である事情を示す必要がある10。本決定は、持続化給付金を原資とする預貯金債権について、そのような事情を認定することなく差押取消しを認めており、他の差押禁止債権以上の保護を与えたものといえる。しかし、持続化給付金に他の差押禁止債権を超えた特別の地位を与える根拠は明らかではない。

また、本決定は、上記のとおり、持続化給付金が事業収入の減少を給付要件とすることを重視して、債務者の生活状況を考慮せず、差押取消しの結論を導いている。この点、民事執行法153条1項は、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮」して取消しの可否を判断すべきとしている。「その他の事情として」債務者の事業の状況を考慮することは否定されないが、民事執行法が差押取消しの理由として第一次的には個人である債務者の「生活の状況」を想定していることは、条文の文言から明らかである。本決定が、持続化給付金がコロナ禍という特殊環境下で事業継続のため給付されるものであることを重視して、債務者の生活の状況を一切考慮しないで差押命令の取消しを認めるのは、債権者の権利実現と債務者の最低生活の保障の調整を図ろうとする民事執行

8:相澤眞木ほか編『民事執行の実務(第4版)債権執行編(上)』228頁(金融財政事情研究会・2018年)。

9:以上につき、剱持淳子ほか・前掲論文7頁参照。

10:相澤眞木ほか編・前掲書230頁。

法152条及び153条の趣旨との整合性に疑問が残る。

(3) 以上をまとめると、本決定は、預貯金債権の原資が持続 化給付金である場合は、「他に事業継続を支える財産や手段 があること等その取消しを不当とする特段の事情」がない限り 当該預貯金債権に対する差押命令は取り消されるべきとした が、債務者の生活の状況を考慮せずに差押えの取消しを認 めることについては、理論的にも、条文との整合性の観点から も異論があり得る。預貯金債権の差押えにより債務者の生計 維持に支障が出る場合に差押命令が取り消されることは問 題ないが、債務者の生活に影響が認められない場合にも差 押命令の取消しが認められるかは、今後の裁判例の動向を 注視する必要がある。

6 本裁判例の意義

(1) 持続化給付金について

本決定は、持続化給付金がコロナ禍における支援金であることを重視して、①性質上の差押禁止債権であること、②これを原資とする預貯金に対する差押取消しは取消しを不当とする特段の事情のない限り認められることを示した点に、意義がある。

もっとも、前述のとおり、上記①②のいずれも法的観点から は疑問が残る。既に持続化給付金の申請期限は過ぎている が、持続化給付金を原資とする預貯金債権の差押えは引き 続き問題となり得るところであり、その場合本件が参考になる。

(2) 他の支援金について

コロナ禍に伴う支援金のうち、特別定額給付金のように、法 律上差押禁止債権として定められているものの取扱いは明確 である(すなわち、当該債権の差押えは禁止され、これを原資 とする預貯金債権については、その差押え自体は認められる が、民事執行法153条により差押えが取り消される可能性が ある。)。

これに対して、例えば、地方公共団体が営業時間短縮に協力した店舗に対して支給する協力金については、これを差押禁止債権とする法律上の規定は定められていない(前述のとおり、地方公共団体が事業継続支援及び家計支援の観点から支給する「新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金」を差押禁止債権とする法律案は、国会で審議中である。)。したがって、当該協力金及びこれを原資とする預貯金債権に対する差押えについては、本裁判例と同様の問題状況となり、差押えが認められるかどうか、どのような要件のもと差押命令の取消しが判断されるかは不安定な状況にある。

民事執行の側面でも、コロナ支援金としての制度趣旨を貫 徹させようとする本決定の意図は理解できるところであるが、 債権者及び債務者の予測可能性を確保するために早急な立 法的解決が望まれる。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

▶ 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】